（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十二条の四、第十七条、第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（以下この条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合を除く。
ロ～ヲ　［略］	［略］
三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	［略］
イ～ホ　［略］	［略］
四　保守記録	
イ　第十一条の規定による再処理施設の巡視及び点検の状況（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回とする。
ロ～ヲ　［略］	［略］
三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）	［略］
イ～ホ　［略］	［略］
四　保守記録	
イ　再処理施設の巡視及び点検の状況（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて全ての使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体が再処理施設から搬出されたときは毎週一回とする。
ロ　［略］	
五～十三　［略］	

2～7　［略］	
（線量等に関する措置）	
第十条　［略］	
2　［略］	
3　［略］	
一・二　［略］	
三　原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。	
（再処理施設の巡視及び点検）	
第十一条　［略］	
2　法第四十八条第一項の規定により、法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、毎日一回以上（第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、従業者に再処理施設について巡視させ、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。	
［号を削る。］	
（再処理施設の施設定期自主検査）	
第十二条　［略］	
2　法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設の性能が維持されているか	

2～7　［略］	
（線量等に関する措置）	
第十条　［略］	
2　［略］	
3　［略］	
一・二　［略］	
三　原子力規制委員会が定める場合にあつては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。	
（再処理施設の巡視及び点検）	
第十一条　［略］	
2　法第四十八条第一項の規定により、法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、毎週一回以上（次の各号のいずれかに該当する場合は毎日一回以上）、従業者に再処理施設について、巡視を行わせなければならない。	
一～三　［略］	
（再処理施設の施設定期自主検査）	
第十二条　［略］	
2　法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、当該認可若しくは法第五十条の五第三項において準用する法第十二条	
ロ　［略］	
五～十三　［略］	